

第136期

定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2021年3月26日(金曜日)午前10時

開催
場所

千葉県市川市市川南二丁目8番8号
当会社 本店

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

目 次

■ 株主の皆さまへ	1
■ 第136期定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役9名選任の件	7
第3号議案 監査役2名選任の件	13
添付書類	
■ 事業報告	16
■ 計算書類	33
■ 連結計算書類	36
■ 監査報告書	39
ご参考	
■ トピックス	46
■ 株主さまへのご案内	48

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

第136期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当期の売上高につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による業務用ガス販売量の減少などにより、前期に比べ減収となりました。一方、原料価格低下の影響で原材料費が減少したことなどにより営業費用が減少した結果、当期純利益につきましては増益となりました。

期末配当につきましては、継続的な安定配当の実施という基本方針のもと、普通配当を1株につき27.5円とさせていただきたいと存じます。

本年は中期経営計画（2019-2021）の最終年となります。事業環境が大きく変化する中においてもお客さまや社会から信頼され、選ばれ続ける企業を目指し、中期経営計画策定時に示した3年後のありたい姿「変革と挑戦によりお客さまの豊かで快適な暮らしを支える新しい価値を創造して提供し続けている」の実現に向けて取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

羽生弘

(証券コード：9539)
2021年3月9日

株 主 各 位

千葉県市川市市川南二丁目8番8号
京 葉 瓦 斯 株 式 会 社
代表取締役社長 羽 生 弘

第136期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第136期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、後記4頁から5頁までに記載のとおり、書面またはインターネット等にて議決権を行使することができます。お手数ながら後記6頁以降の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2021年3月25日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 千葉県市川市市川南二丁目8番8号
当会社 本店

3. 目的事項

報告事項

- 第136期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第136期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項** **第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご覧ください。なお、監査役および会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載した個別注記表および連結注記表を含んでおります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：<https://www.keiyogas.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

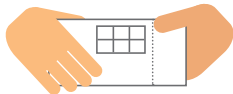
株主総会にご出席いただける方

会場受付にご提出



当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

議決権行使書用紙を
ご持参ください

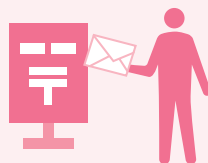


株主総会開催日時

2021年3月26日（金曜日）
午前10時

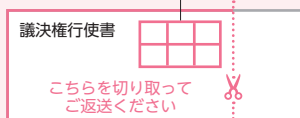
株主総会にご出席いただけない方

書面（郵送）による ご提出



議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

議案に対する賛否を
ご記入ください



行使期限

2021年3月25日（木曜日）
午後5時到着分まで

インターネット等で ご入力



当社指定の議決権行使ウェブサイト
サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従い、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

詳細は次頁をご覧ください ▶

行使期限

2021年3月25日（木曜日）
午後5時入力分まで

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使に際しては、以下の事項をご了承の上、ご行使ください。

当社の指定する議決権行使ウェブサイト ▶ <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使期限

2021年3月25日(木曜日)午後5時入力分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

- 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください(「議決権行使コード」および「パスワード」のご入力は不要です)。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 「スマート行使」による議決権行使は1回のみ可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへアクセスできます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、議決権行使書用紙右片の裏面に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」にてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

システム等に関する
お問合せ

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

ご利用時間 午前9時～午後9時(土・日・祝日を除く)

⚠️ ご注意事項

- パスワードは、ご行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

機関投資家の
皆さまへ

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます)は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、ガス事業を中心とする公共性の高い業種であることから、企業収益の配分につきましては、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、安定配当の維持継続を基本方針としております。

この基本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金27.5円 総額299,565,778円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年3月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 3,800,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 3,800,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、今回の提案は、手続の公平性・透明性を確保するため、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	候補者属性
1	菊池 節 <small>きくち みさお</small>	代表取締役会長	再任
2	羽生 弘 <small>はぶ ひろし</small>	代表取締役社長 社長執行役員 社務全般、企画部・事業開発室・内部統制室管掌	再任
3	山浦 信介 <small>やまうら のぶすけ</small>	取締役 常務執行役員 総務部・人事部管掌	再任
4	江口 孝 <small>えぐち たかし</small>	取締役 常務執行役員 情報システム部・経理部・資材部管掌	再任
5	船木 隆志 <small>ふなき たかし</small>	取締役 常務執行役員 供給本部長	再任
6	古市 聖一 <small>ふるいち せいいち</small>	取締役 執行役員 営業本部長、営業企画部長	再任
7	大石 昇 <small>おおいし のぼる</small>	取締役 執行役員 副営業本部長、法人営業部長	再任
8	前川 渡 <small>まえかわ わたる</small>	社外取締役	再任 社外 独立
9	森 隆男 <small>もり たかお</small>	社外取締役	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 生 年 月 日	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	きく ち みさお 菊池 節 1950年4月9日 再任	1976年11月 株式会社南悠商社監査役 1977年1月 高萩炭礦株式会社監査役 1997年1月 同社取締役副社長 2003年1月 株式会社南悠商社代表取締役副社長 2003年3月 当社取締役 2014年6月 パウダーテック株式会社代表取締役副会長 2016年6月 同社代表取締役会長（現任） 2016年8月 当社代表取締役副社長 2016年9月 株式会社南悠商社代表取締役社長（現任） 2016年10月 当社代表取締役会長（現任） 重要な兼職の状況 株式会社南悠商社代表取締役社長 パウダーテック株式会社代表取締役会長 公益財団法人菊池美術財団理事長	124,442株
【取締役候補者とした理由】 他社において代表取締役を務めるなど企業経営に関する豊富な経験を有し、2003年3月から当社取締役として、また、2016年10月から当社代表取締役会長として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2	は ぶ ひろし 羽生 弘 1956年3月31日 再任	1979年4月 当社入社 2003年4月 当社企画部長 2007年3月 当社取締役 企画部長 2011年3月 当社常務取締役 供給本部長 2017年3月 当社代表取締役社長 2019年3月 当社代表取締役社長 社長執行役員 社務全般、企画部・内部統制室管掌 2020年9月 当社代表取締役社長 社長執行役員 社務全般、企画部・事業開発室・内部統制室管掌 （現任）	11,100株
【取締役候補者とした理由】 主に企画部門・供給部門において豊富な業務経験を有し、2007年3月から当社取締役として、また、2017年3月から当社代表取締役社長として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 生 年 月 日	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	やま うら のぶ すけ 山浦 信介 1958年10月26日 再任	1982年4月 当社入社 2009年4月 当社お客さまサービス部長 2011年4月 当社人事部長 2013年3月 当社取締役 人事部長 2017年3月 当社常務取締役 2019年3月 当社取締役 常務執行役員 総務部・人事部管掌（現任）	4,900株
	【取締役候補者とした理由】 主に人事部門・営業部門において豊富な業務経験を有し、2013年3月から当社取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	え ぐち たかし 江口 孝 1961年3月6日 再任	1983年4月 当社入社 2010年4月 当社経理部長 2013年3月 当社取締役 経理部長 2015年3月 当社常務取締役 2019年3月 当社取締役 常務執行役員 情報システム部・経理部・資材部管掌（現任）	8,949株
	【取締役候補者とした理由】 主に経理部門において豊富な業務経験を有し、2013年3月から当社取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
5	ふな き たかし 船木 隆志 1963年5月21日 再任	1986年4月 当社入社 2011年4月 当社技術研修センター部長 2013年4月 当社企画部長 2017年3月 当社取締役 企画部長 2019年3月 当社取締役 常務執行役員 供給本部長、技術研修センター管掌 2020年7月 当社取締役 常務執行役員 供給本部長（現任）	2,600株
	【取締役候補者とした理由】 主に企画部門・供給部門において豊富な業務経験を有し、2017年3月から当社取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 生 年 月 名 日	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	ふる いち せい いち 古市 聖一 1964年9月10日 再任	1987年4月 当社入社 2015年4月 当社広報部長 2015年7月 株式会社アクセス専務取締役（出向） 2016年8月 同社代表取締役社長（出向） 2017年3月 当社取締役 営業本部長補佐、 営業企画部長 2019年3月 当社取締役 執行役員 営業本部長補佐、営業企画部長 2020年3月 当社取締役 執行役員 営業本部長、営業企画部長（現任）	2,500株
	【取締役候補者とした理由】 主に営業部門における豊富な業務経験や、当社グループ会社における企業経営の経験を有し、2017年3月から当社取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
7	おお いし のぼる 大石 昇 1964年5月24日 再任	1987年4月 当社入社 2013年4月 当社お客さまサービス部長 2017年1月 当社エネルギー開発部長 2019年3月 当社執行役員 エネルギー開発部長 2020年3月 当社取締役 執行役員 副営業本部長、エネルギー開発部長 2021年1月 当社取締役 執行役員 副営業本部長、法人営業部長（現任）	1,225株
	【取締役候補者とした理由】 主に営業部門において豊富な業務経験を有し、2020年3月から当社取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 生 年 月 日	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
8	<p>まえ かわ わたる 前川 渡 1950年2月10日 再任 社外 独立</p>	<p>1980年5月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1998年1月 前川法律事務所開設 所長 2003年5月 株式会社ポイント（現、株式会社アダストリア） 社外監査役 2004年4月 第一東京弁護士会副会長 2015年3月 当社取締役（現任） 2020年4月 前川・伊藤法律事務所開設 所長（現任）</p> <p>重要な兼職の状況 前川・伊藤法律事務所所長</p>	1,700株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 弁護士として高度な専門性を有し、2015年3月から当社社外取締役を務めており、その豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かすため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			
9	<p>もり たか お 森 隆男 1958年9月25日 再任 社外 独立</p>	<p>1991年3月 公認会計士登録 2001年7月 公認会計士森隆男事務所開設 所長（現任） 2003年5月 税理士登録 2013年9月 青南監査法人社員 2015年6月 株式会社アイセイ薬局社外取締役 2016年3月 当社取締役（現任） 2018年1月 青南監査法人代表社員（現任）</p> <p>重要な兼職の状況 公認会計士森隆男事務所所長 青南監査法人代表社員</p>	1,400株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 公認会計士および税理士として高度な専門性を有し、2016年3月から当社社外取締役を務めており、その豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かすため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 当社は、菊池節氏が代表となっている各法人と取引関係があります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありませんが、前川渡氏の所属する法律事務所と当社との間には、法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託の取引関係があります。
3. 前川渡、森隆男の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
4. 前川渡氏の当社社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって6年、森隆男氏の当社社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2021年9月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 当社は、前川渡、森隆男の両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。両氏の再任がご承認された場合、当社は両氏との間で上記の契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役丸山京治、青柳俊一の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

今回の提案は、手続の公平性・透明性を確保するため、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の審議を経ております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性
1	まるやま 丸山 京治	監査役	再任
2	あおやぎ 青柳 俊一	社外監査役	再任 社外

再任 再任監査役候補者 社外 社外監査役候補者

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p style="text-align: center;">まる やま きょう じ 丸 山 京 治 1958 年 3 月 2 日</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid blue; padding: 2px;">再任</p>	<p>1980年 4 月 当社入社</p> <p>2006年 4 月 当社産業営業部長</p> <p>2008年 7 月 当社エネルギー開発部長</p> <p>2009年 3 月 当社取締役 エネルギー開発部長</p> <p>2011年 3 月 当社取締役 営業本部長補佐、 エネルギー開発部長</p> <p>2011年 4 月 当社取締役 営業本部長補佐、 営業企画部長兼エネルギー開発部長</p> <p>2012年 4 月 当社取締役 営業本部長補佐、 リビング営業部長兼エネルギー開発部長</p> <p>2012年 7 月 当社取締役 営業本部長補佐、 リビング営業部長兼ホームサービス部長</p> <p>2014年 4 月 当社取締役 営業本部長補佐、 リビング営業部長</p> <p>2015年 3 月 当社常務取締役 営業本部長</p> <p>2019年 3 月 当社取締役 常務執行役員 営業本部長</p> <p>2020年 3 月 当社監査役（現任）</p>	6,800株
<p>【監査役候補者とした理由】 主に営業部門において豊富な業務経験を有し、2009年3月から当社取締役として経営を担い、また2020年3月から当社監査役を務めており、その豊富な経験と見識を当社の経営に対する監査・監督に活かすため、監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 生 年 月 日	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	<p>あお やぎ しゅん いち 青柳 俊一 1955年7月12日 再任 社外</p>	<p>1980年4月 株式会社千葉興業銀行入行 2004年6月 同行執行役員経営企画部長 2007年5月 同行常務執行役員 2007年6月 同行常務取締役常務執行役員 2009年6月 同行代表取締役頭取CEO 2010年3月 当社監査役（現任） 2019年4月 株式会社千葉興業銀行代表取締役会長（現任）</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社千葉興業銀行代表取締役会長</p>	3,800株
	<p>【社外監査役候補者とした理由】 企業経営に関する豊富な経験や、財務・会計に関する相当程度の知見を有し、また、2010年3月から当社社外監査役を務めており、その豊富な経験と高い見識を当社の経営に対する監査・監督に活かすため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 青柳俊一氏は社外監査役候補者であります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって11年となります。
3. 青柳俊一氏が代表取締役会長を務める株式会社千葉興業銀行は、当社の主要な取引金融機関であり、また同氏は同行より取締役としての報酬を受けております。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2021年9月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 当社は、丸山京治、青柳俊一の両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。両氏の再任をご承認された場合、当社は両氏との間で上記の契約を継続する予定であります。

以上

1. 会社の現況に関する事項

① 事業の経過およびその成果

当期の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあり、今後も感染症拡大による社会経済活動への影響が内外経済に及ぼすリスクの高まりに十分注意する必要があります。

エネルギー業界におきましては、電力・ガス小売り全面自由化によるエネルギー事業者間の競争の激化や世界的な脱炭素化の進展など、当社を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような状況のなか、当社は2019年からの3ヵ年を実施期間とする中期経営計画に定めた3年後のありたい姿「変革と挑戦によりお客さまの豊かで快適な暮らしを支える新しい価値を創造して提供し続けている」の実現に向け、諸施策を着実に進め、今般、コーポレートブランド戦略を策定し、コーポレートメッセージおよびロゴを一新いたしました。

「豊かで快適な暮らしに貢献」として、これまでのガス・電気の販売メニューに加え、より多くのお客さまにお得にご利用いただくための電気料金プラン「マイホームあかり・ビジネスあかり」の料金値下げや「でんきの基本料金無料キャンペーン」の展開により新規のお客さまを獲得することができました。また、「京葉ガスのハウスクリーニング」を開始し、お客さまに新たな価値を提供するとともに、株式会社ジュピターテレコムおよび株式会社ジェイコム千葉と都市ガス小売の業務提携契約を締結し「J:COMガスsupplied by 京葉ガス」の提供を開始することで、他小売事業者へのスイッチングに対する防衛力を高めました。

「安心・安全のたゆまぬ追求」として、ガスの製造から消費にかかわる重大事故件数ゼロの継続に取り組むとともに、安定供給の確保と保安の高度化に資する設備投資を行いました。

また、「選択と集中による経営基盤の強化」として、RPAの活用など、ICT化の推進によるサービス価値と生産性の向上に取り組むとともに、高付加価値人財の育成・増強と社員数の削減を両立するなどの社員の業務価値向上に取り組んでまいりました。

以下、これらをはじめとする事業活動による当期の成果につきまして、ご報告いたします。

■ ガ ス

当期末における取付ガスメーター数は、前期末に比べ10,105件、1.1%増加の957,269件となりました。

また、当期におけるガス販売量は、前期に比べ3.2%減少の687,068千 m^3 となりました。

ガス販売量を用途別に見ますと、家庭用につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛による需要の増加などにより、前期に比べ3.6%増加の310,415千 m^3 となりました。

また、業務用のガス販売量につきましては、新型コロナウイルスの影響による経済活動の低迷などにより、前期に比べ8.2%減少の376,652千m³となりました。

ガス事業売上高につきましては、原料費調整制度による販売単価の下方調整などにより、前期に比べ8.3%減少の676億91百万円となりました。

■ 電 力

電力小売事業の売上高は、お客さま件数の増加などにより、前期に比べ35.6%増加の87億57百万円となりました。

■ 受注工事

受注工事売上高は、前期に比べ11.1%減少の32億45百万円となりました。

■ その他

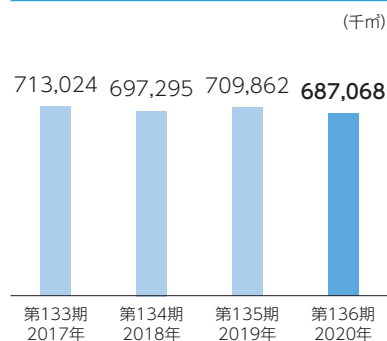
その他の事業の売上高は、前期に比べ27.9%減少の54億38百万円となりました。

以上の結果、当期の売上高につきましては、前期に比べ6.9%減少の851億33百万円となりました。

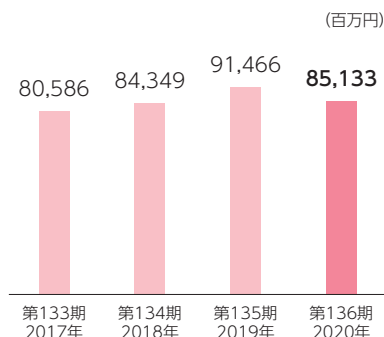
一方、費用につきましては、原料価格下落の影響で原材料費が減少したことなどにより、営業費用は前期に比べ7.2%減少となりました。

この結果、営業利益は前期に比べ2.9%減少の53億70百万円、経常利益は0.9%減少の61億18百万円、当期純利益は0.9%増加の44億21百万円となりました。

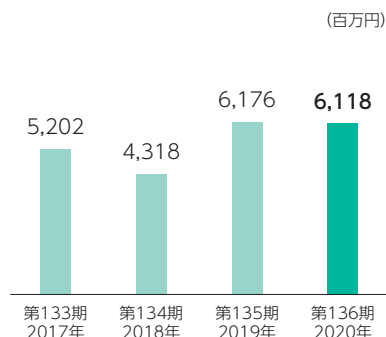
ガス販売量



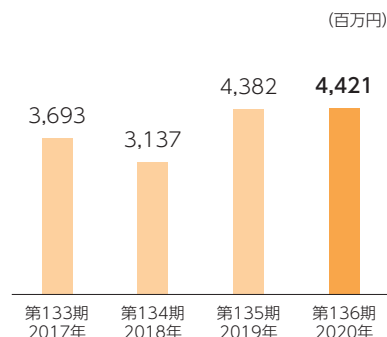
売上高



経常利益



当期純利益



② 設備投資等の状況

当期中における設備投資等の総額は、149億2百万円となりました。
その主な内容は、供給基盤の強靱化に向けた導管設備投資、事業用地の取得などです。

③ 資金調達の状況

長期借入金として60億円を借入れました。
なお、当期中における増資および社債発行による資金調達はありません。

④ 対処すべき課題

電力・ガス小売り全面自由化によるエネルギー事業者間の競争の激化や世界的な脱炭素化の進展により、今後も当社を取り巻く環境はより一層厳しくなることが予想されます。2020年4月より、当社および京和ガス株式会社の供給区域へ他小売事業者が新規参入し、一部のお客さまの流出が発生しております。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、事業活動において大きな制限を受けております。

こうした状況のなか、当社は中期経営計画（2019-2021）で定めた3年後のありたい姿「変革と挑戦によりお客さまの豊かで快適な暮らしを支える新しい価値を創造して提供し続けている」の実現に向け、三つの事業課題を強力に推進してまいりました。

一つ目の課題は、「豊かで快適な暮らしに貢献」です。当社は都市ガス・LPG・電気の供給といった「総合エネルギー事業者」から、将来的にはお客さままわりのサービス提供を中心とする「総合生活産業事業者」を目指しております。また、電力販売事業については当社の事業の大きな柱として、10万件のお客さまの獲得に努めていくとともに、事業領域の拡大に向け、再生可能エネルギー事業をはじめとした新規事業の検討および立ち上げに注力しております。

二つ目の課題は、「安心・安全のたゆまぬ追求」です。近年、地震をはじめ、風水害による甚大な被害が出ているなか、エネルギー事業者の社会的使命である「お客さまへの安心・安全の提供」を高いレベルで実現し続けるために、保安水準の向上と供給ネットワークの信頼性向上を追求し続けてまいります。

三つ目の課題は、「選択と集中による経営基盤の強化」です。ICTの活用を通じて業務の効率化だけでなく、競争優位性の確立に向けた「デジタルトランスフォーメーション(DX)」を推進するとともに、市川工場跡地などの保有資産の有効活用についても検討を進めております。強固な経営基盤を築くため、サステナビリティを重視しつつ資本の選択と集中を図ってまいります。

今後とも、コーポレートメッセージおよびロゴのさらなる浸透に向けて、コーポレートブランドに込めた想いや目指す姿をオール京葉ガスで共有し、一体感の醸成を図るとともに、あらゆるシーンでお客様の期待を超える「うれしい！」を提供する活動を展開し、お客さまや社会から選ばれ続ける企業を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

5 財産および損益の状況の推移

区 分	第133期 2017年	第134期 2018年	第135期 2019年	第136期 2020年
売 上 高 (百万円)	80,586	84,349	91,466	85,133
経 常 利 益 (百万円)	5,202	4,318	6,176	6,118
当 期 純 利 益 (百万円)	3,693	3,137	4,382	4,421
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	339.02 (67.80)	287.96	402.27	405.90
総 資 産 (百万円)	94,992	94,697	101,585	108,317
純 資 産 (百万円)	62,802	63,579	68,074	70,944

(注) 当社は、2018年7月1日付で当社普通株式について5株を1株とする株式併合を実施しております。2017年度（第133期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。なお、() 内は株式併合を行う前の金額です。

6 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
京葉ガス不動産株式会社	90 百万円	100.0 %	不動産の賃貸・仲介
京葉ガスカスタマーサービス株式会社	30	100.0	ガスメーターの受託検針
京和ガス株式会社	80	50.6	都市ガスの供給および販売

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社であり、持分法適用関連会社は3社であります。

当連結会計年度における売上高は前期に比べ6.7%減少の886億82百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比べ0.4%増加の49億26百万円となりました。

7 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

都市ガスの製造、供給および販売
 ガス工事の施工
 ガス機器の販売
 電力の販売

8 主要な営業所および工場 (2020年12月31日現在)

本社所在地 千葉県市川市市川南二丁目8番8号
 事務所所在地 千葉県市川市、船橋市、松戸市、柏市
 製造所所在地 千葉県千葉市中央区
 供給所所在地 千葉県松戸市、柏市、浦安市、白井市

9 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
804名 (前期末比増減 +1名)	43.5歳	20.2年

(注) 上記の従業員数は常勤の就業人員数であり、出向者および臨時従業員を含んでおりません。

10 主要な借入先 (2020年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	44 億円
株式会社千葉興業銀行	23
株式会社みずほ銀行	22
みずほ信託銀行株式会社	25

2. 会社の株式に関する事項 (2020年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,893,301株 (自己株式 41,699株を除く。)
- ③ 株主数 1,216名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社南悠商事	3,300 千株	30.29 %
株式会社ケイハイ	968	8.89
京葉住設株式会社	600	5.51
株式会社千葉興業銀行	540	4.96
京葉プラントエンジニアリング株式会社	433	3.98
かもめガス株式会社	348	3.20
損害保険ジャパン株式会社	320	2.94
光通信株式会社	275	2.52
京葉都市開発株式会社	245	2.25
京葉瓦斯従業員持株会	216	1.99

(注) 持株比率は自己株式 (41,699株) を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等 (2020年12月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	菊池 節	株式会社南悠商社代表取締役社長、パウダーテック株式会社代表取締役会長、公益財団法人菊池美術財団理事長
代表取締役社長 社長執行役員	羽生 弘	社務全般、企画部・事業開発室・内部統制室管掌
取締役 常務執行役員	山浦 信介	総務部・人事部管掌
取締役 常務執行役員	江口 孝	情報システム部・経理部・資材部管掌
取締役 常務執行役員	舩木 隆志	供給本部長
取締役 執行役員	古市 聖一	営業本部長、営業企画部長
取締役 執行役員	安田 明洋	企画部長
取締役 執行役員	大石 昇	副営業本部長、エネルギー開発部長
取締役 (社外取締役)	前川 渡	前川・伊藤法律事務所所長
取締役 (社外取締役)	森 隆男	公認会計士森隆男事務所所長、青南監査法人代表社員
常勤監査役	小井澤 和明	
常勤監査役	丸山 京治	
監査役 (社外監査役)	加賀見 俊夫	株式会社オリエントランド代表取締役会長 (兼) CEO、株式会社ミリアルリゾートホテルズ取締役相談役、株式会社テレビ東京ホールディングス社外監査役
監査役 (社外監査役)	青柳 俊一	株式会社千葉興業銀行代表取締役会長

- (注) 1. 常勤監査役丸山京治氏は、2020年3月27日開催の第135期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任するとともに、同定時株主総会において新たに監査役に選任され就任し、また、同日に開催された監査役会において常勤監査役に選定され就任したものであります。
2. 監査役青柳俊一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役前川渡、取締役森隆男、監査役加賀見俊夫の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4. 上記以外に当事業年度中に在任した監査役は次のとおりであります。

常勤監査役 山田 英男 2020年3月27日退任（辞任）

5. 当社は経営の意思決定の迅速化、業務遂行に対する監督機能の強化および責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。2020年12月31日現在の体制は次のとおりであります。

社長執行役員 羽 生 弘 社務全般、企画部・事業開発室・内部統制室管掌

常務執行役員 山 浦 信 介 総務部・人事部管掌

常務執行役員 江 口 孝 情報システム部・経理部・資材部管掌

常務執行役員 船 木 隆 志 供給本部長

執行役員 古 市 聖 一 営業本部長、営業企画部長

執行役員 安 田 明 洋 企画部長

執行役員 大 石 昇 副営業本部長、エネルギー開発部長

執行役員 江 口 仁 京葉ガスカスタマーサービス株式会社代表取締役社長

執行役員 上 野 洋 介 経理部長

執行役員 久 能 剛 一 お客さまサービス部長

執行役員 石 井 俊 博 人事部長

執行役員 三 浦 一 棋 総務部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および監査役全員との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬は、客観性・透明性を確保するため、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会において、当社の経営環境や世間水準等を考慮した報酬水準・体系等の審議を行っております。

その審議を踏まえ、株主総会で承認された報酬金額の範囲内において、取締役についてはその職位に応じた報酬額を取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

なお、当社は2019年3月27日開催の第134期定時株主総会において、取締役の報酬額を月額2,200万円以内（うち社外取締役分は100万円以内）、監査役の報酬額を月額400万円以内と決議いただいております。

当社の役員報酬の報酬体系は、取締役・監査役ともに固定報酬である月額報酬を基本とし、執行役員を兼務する取締役の報酬については、一部を業績連動報酬とする方針としております。

業績連動報酬については、単年度の業績結果を明確に反映させる観点から、親会社株主に帰属する当期純利益を指標としております。

② 当事業年度に係る報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	193	157	36	9
監査役 (社外監査役を除く)	29	29	-	3
社外取締役	6	6	-	2
社外監査役	6	6	-	2

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2019年3月27日開催の第134期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金として39百万円（取締役1名に対し34百万円、監査役1名に対し5百万円）を支払っております。なお、この金額には、過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

また、当社は2019年3月27日開催の第134期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、同定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

① 取締役 前川 渡

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、前川・伊藤法律事務所へ法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託を行っております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役として中立かつ客観的な視点から職務を遂行するとともに、当期に開催された取締役会10回中10回に出席し、必要に応じ、弁護士としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

② 取締役 森 隆 男

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当する事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役として中立かつ客観的な視点から職務を遂行するとともに、当期に開催された取締役会10回中10回に出席し、必要に応じ、公認会計士および税理士としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

③ 監査役 加賀見 俊 夫

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、株式会社オリエンタルランドおよび株式会社ミリアルリゾートホテルズへの都市ガスの供給・販売等を行っております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

常勤監査役と連携を図りつつ、社外監査役として中立かつ客観的な視点から監査を実施するとともに、当期に開催された取締役会10回中9回、監査役会4回中4回に出席し、必要に応じ、企業の経営者としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

④ 監査役 青 柳 俊 一

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、株式会社千葉興業銀行から資金の借入れ等を行っております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

常勤監査役と連携を図りつつ、社外監査役として中立かつ客観的な視点から監査を実施するとともに、当期に開催された取締役会10回中10回、監査役会4回中4回に出席し、必要に応じ、企業の経営者としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

東邦監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	24	0
連結子会社	-	0
計	24	0

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、取締役から算定根拠の説明を受けたほか、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積り額の妥当性等を考慮した結果、相当と判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるガス事業会計規則による旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の証明業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備にかかわる当社取締役会決議の内容は次の通りであります。

[取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制]

- (1) 代表取締役は、法令、定款および社会倫理に合致した企業倫理を遵守した事業活動が企業の存続・発展のために不可欠であることを自らが常に念頭に置いて業務を執行するとともに、全ての取締役・従業員に対してその重要性について継続的に周知徹底を図る。
- (2) 取締役会の意思決定・監督機能の充実を図るとともに、執行役員制度を導入し、業務執行機能を強化する。
- (3) 代表取締役および取締役は、「企業行動基準」を遵守した職務の執行がコンプライアンス確立のための基盤となるとの認識に基づき、自らこれを率先垂範し、また、従業員がこれを継続的に実践するための体制として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの確保のための重要な方針ならびに諸施策の実施に関する事項等の審議や報告を行い、施策を定期的を実施する。
- (4) 法令等を遵守した職務の執行をサポートするための部署を設置するとともに、コンプライアンス上の問題について社内または外部の内部通報窓口に通報・相談することができる体制を整備・運用することにより、取締役および従業員のコンプライアンス違反を未然に防止する。
- (5) 社長直轄の内部監査部署が法令等の遵守状況、職務の執行に係る適正性・有効性等の監査を定期的に行うとともに、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、財務報告の信頼性を確保する。
- (6) 市民生活の秩序や安全に脅威を与え、企業の経済活動の障害となる活動を行う反社会的勢力から違法または不当な要求があった場合は、毅然とした態度で一切これを排除する。

[取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制]

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款および社内規程に基づき、確実かつ適正に記録し、総務部長の責任の下、これらを保存および管理する。
- (2) 前項の記録は、取締役および監査役は常時閲覧できるものとし、そのために適切な方法により保存および管理を行う。

[損失の危険の管理に関する規程その他の体制]

- (1) 当社の事業活動において生じる可能性のある様々なリスクに適切に対応するため、経営計画の策定にあたってこれらを総合的に評価し、各リスクに係る施策を決定し、遂行する。
- (2) 当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、その発生を防止し、または、発生時における迅速かつ適切な対応を行うため、社長、役付執行役員または各本部長を担当する執行役員を最高責任者とする管理体制を構築し、必要な施策を講じる。また、その他のリスクについては、それぞれについて規程・マニュアル等を整備し、また、必要な施策を講じることにより、これを管理する。

[取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制]

- (1) お客さま視点を根幹とした「経営理念」が当社の経営の拠り所であり、全ての業務遂行にあたって最も重要な判断指針であることを全ての取締役および従業員に浸透させることにより、取締役の職務の執行が効率的かつ適正に行われることを確保する。
- (2) 原則として毎月1回、取締役会を開催し、経営の基本方針、業務執行に関する重要事項および会社法で定められた事項について審議および報告を行うことにより、取締役の効率的かつ適法な職務の執行を確保する。
- (3) 原則として毎週1回、執行役員会を常勤監査役も出席のもとで開催し、主要な業務執行にかかわる協議・報告を行うことにより、効率的かつ適切な業務執行が行われることを確保する。
- (4) 継続的な成長を遂げるための戦略および目標を定めた「中期経営計画」を策定し、また、これを確実に達成するために必要となる施策を盛り込んだ「年次計画」を策定することにより、具体的な職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (5) 日常の業務執行については、社内規程により、その権限を適正に配分し、また、そのルールを遵守した処理を行うことにより、効率的かつ適正な業務執行が行われることを確保する。

[当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制]

- (1) 子会社については、自主性を尊重した経営を行わせる一方、役員として当社の役員または従業員を派遣することなどを通じて子会社の取締役の職務執行を監視・監督することにより、子会社における業務の適正を確保する。

- (2) 子会社における重要な業務執行の決定にあたり、「子会社管理規程」に基づき、当社への報告を行うことなどを通じて、子会社における業務の適正を確保する。
- (3) 子会社におけるコンプライアンス上の問題について、子会社の役員および従業員が当社または外部の内部通報窓口へ通報・相談することができる体制を整備・運用することにより、子会社における業務の適正を確保する。
- (4) 子会社のコンプライアンスの推進を効果的に実施するため、当社の社長および子会社等の代表者をメンバーとする「コンプライアンス連絡会」を設置するとともに、当社のコンプライアンス担当部署が子会社のコンプライアンスの推進を支援する。

[監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項]

- (1) 監査役の求めに応じ、監査役職務を補助するための組織として、取締役から独立した「監査役室」を設置し、また、専従スタッフを配置する。
- (2) 監査役室のスタッフの独立性を確保するため、当該スタッフの人事考課は監査役の意見に基づき行い、また、人事異動等に関しては監査役と協議の上実施する。
- (3) 当該スタッフは、専ら監査役の指揮命令を受け、監査役職務の補助を行う。

[取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制]

- (1) 監査役は、取締役会への出席を通じて取締役からの報告を受けるほか、常勤監査役は、執行役員会および重要な会議への出席、決裁書その他職務の執行に関する重要書類を閲覧し、また、何時でも必要に応じて取締役および従業員に対して説明や報告を求められることができる。
- (2) 取締役および従業員は、その職務の執行状況やその他監査役の監査に必要な事項の説明や報告を監査役から求められた場合、これに適切に対応する。
- (3) 当社の取締役および従業員ならびに子会社の役員および従業員から当社または外部の内部通報窓口へ通報・相談されたコンプライアンス上の問題は、内部通報窓口を所管する部署から当社の監査役へ適時・適切に報告する。なお、当該通報・相談をした者に対し、当該通報・相談をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

[その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制]

- (1) 社長と監査役は、定期的な意見交換の場を持つことなどにより、相互の意思疎通を図る。
- (2) 監査計画に基づく監査役の往査・調査の実施にあたっては、対象部署および子会社は、適切な資料の準備・提供や適切な回答を行うことなどにより、実効性のあるものとなるよう十分な対応を行う。
- (3) 監査役が、会計監査人、内部監査部署と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。
- (4) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次の通りであります。

- ・取締役会を年10回開催し、法令や定款に定める事項、重要な業務執行に関する事項等の審議・報告を行いました。
- ・社外取締役の選任により、取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化いたしました。
- ・「コンプライアンス委員会」を年1回、「コンプライアンス連絡会」を年1回開催するとともに、内部通報制度の窓口として「コンプライアンスホットライン窓口」を総務部および社外の法律事務所に設置し、当社および子会社におけるコンプライアンス違反の防止に取り組みました。
- ・内部統制室が社内全部署を対象とした内部監査を実施し、法令等の遵守状況、職務の遂行に係る適正性・有効性等の確認を行いました。また、金融商品取引法等の法令に準拠し財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行いました。
- ・監査役会を年4回開催し、監査方針・監査計画の協議や監査状況の報告等を行うとともに、取締役会等の重要な会議への出席や社長との定期的な意見交換などにより、取締役の職務の執行が法令および定款に適合していることの確認を行いました。
- ・監査役は会計監査人および内部統制室と連携し、社内の全部署の監査や子会社の事業運営状況の確認を行うことにより、当社および子会社における職務の執行に関する適法性の確認を行いました。

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		
固定資産		87,868
有形固定資産		64,290
製造設備	備	721
供給設備	備	45,755
業務設備	備	14,001
附帯事業設備	備	2,702
建設仮勘定	定	1,110
無形固定資産		2,054
借地権		54
ソフトウェア		1,959
その他無形固定資産		40
投資その他の資産		21,523
投資有価証券	券	8,807
関係会社投資	資	1,745
社内長期貸付	金	145
関係会社長期貸付	金	7,678
出資	金	0
長期前払費用		150
繰延税金資産		2,636
その他投資	資	364
貸倒引当	金	△4
流動資産		20,449
現金及び預金		11,379
売掛金		6,480
関係会社売掛	金	324
未収入金		478
製品		14
原材料		27
貯蔵品		402
前払費用		385
関係会社短期債	権	104
受注工事勘定		814
その他流動資産		67
貸倒引当	金	△28
資産合計		108,317

(負債の部)		
固定負債		19,538
長期借入金		10,083
退職給付引当金		6,429
ガスホルダー修繕引当金		317
固定資産除却損失引当金		1,743
器具保証引当金		812
その他固定負債		151
流動負債		17,835
1年以内に期限到来の固定負債		1,528
買掛金		3,293
未払金		3,989
未払費用		2,986
未払法人税等		1,204
前受金		1,026
預り金		355
関係会社短期債務		746
社内預り金		2,681
その他流動負債		23
負債合計		37,373
(純資産の部)		
株主資本		69,015
資本金		2,754
資本剰余金		2,754
資本準備金		36
利益剰余金		66,323
利益準備金		688
その他利益剰余金		65,634
固定資産圧縮積立金		224
別途積立金		60,580
繰越利益剰余金		4,830
自己株式		△98
自己株式		△98
評価・換算差額等		1,928
その他有価証券評価差額金		1,928
その他有価証券評価差額金		1,928
純資産合計		70,944
負債・純資産合計		108,317

損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

費用		収益	
売上原価	29,499	ガス事業売上高	67,691
期首たな卸高	18	ガス売上	67,326
当期製品製造原価	9,468	託送供給収益	17
当期製品仕入高	20,049	事業者間精算収益	347
当期製品自家使用高	22		
期末たな卸高	14		
(売上総利益)	(38,192)	営業雑収益	7,927
供給販売費	28,013	受注工事収益	3,245
一般管理費	6,225	その他営業雑収益	4,682
(事業利益)	(3,953)	附帯事業収益	9,514
営業雑費用	7,364		
受注工事費用	3,193	営業外収益	828
その他営業雑費用	4,171	受取利息	89
附帯事業費用	8,660	受取配当金	254
(営業利益)	(5,370)	受取賃貸料	376
営業外費用	80	雑収入	108
支払利息	71		
雑支出	8		
(経常利益)	(6,118)		
(税引前当期純利益)	(6,118)		
法人税等	1,900		
法人税等調整額	△203		
当期純利益	4,421		
合計	85,961	合計	85,961

株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
	資本金	資本剰余金		利 益		剰 余 金					利 益 合 計				
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	益 金	その他利益剰余金									
					固定資産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 準 備 金	別 却 積 立 金	途 金	繰 上 金	越 越 金	剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	2,754	36	36	688	241	45	56,680	4,873	62,528			△ 98	65,220		
当 期 変 動 額															
固定資産圧縮 積立金の取崩					△17				17						
特別償却準備金の取崩						△45			45						
別途積立金の積立								3,900	△3,900						
剰余金の配当									△626	△626			△626		
当期純利益									4,421	4,421			4,421		
自己株式の取得												△0	△0		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)															
当期変動額合計					△17	△45	3,900	△42	3,795			△0	3,794		
当 期 末 残 高	2,754	36	36	688	224	-	60,580	4,830	66,323			△98	69,015		

	評価・換算差額等		純 資 産 計
	その 他 有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	2,853	2,853	68,074
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮 積立金の取崩			
特別償却準備金の取崩			
別途積立金の積立			
剰余金の配当			△626
当期純利益			4,421
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△925	△925	△925
当期変動額合計	△925	△925	2,869
当 期 末 残 高	1,928	1,928	70,944

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	97,261	固定負債	20,861
有形固定資産	72,619	長期借入金	10,341
製造設備	721	役員退職慰労引当金	36
供給設備	47,837	ガスホルダー修繕引当金	322
業務設備	14,671	固定資産除却損失引当金	1,743
その他の設備	8,101	器具保証引当金	812
建設仮勘定	1,289	退職給付に係る負債	6,561
無形固定資産	2,025	その他固定負債	1,044
その他無形固定資産	2,025	流動負債	18,988
投資その他の資産	22,616	1年以内に期限到来の固定負債	1,686
投資有価証券	11,675	支払手形及び買掛金	3,491
長期貸付金	7,823	未払法人税等	1,350
繰延税金資産	2,465	その他流動負債	12,460
その他投資	658	負債合計	39,850
貸倒引当金	△7	(純資産の部)	
流動資産	25,926	株主資本	78,819
現金及び預金	16,579	資本金	2,754
受取手形及び売掛金	6,937	資本剰余金	36
商品及び製品	14	利益剰余金	76,278
仕掛品	881	自己株式	△250
原材料及び貯蔵品	469	その他の包括利益累計額	2,034
その他流動資産	1,072	その他有価証券評価差額金	1,935
貸倒引当金	△30	退職給付に係る調整累計額	98
資産合計	123,187	非支配株主持分	2,483
		純資産合計	83,337
		負債・純資産合計	123,187

連結損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

費用		収益	
売上原価	46,907	売上高	88,682
(売上総利益)	(41,775)		
供給販売費	28,929		
一般管理費	6,498		
(営業利益)	(6,346)		
営業外費用	96	営業外収益	813
支払利息	81	受取利息	90
雑支出	14	受取配当金	228
		受取賃貸料	316
		持分法による投資利益	44
		雑収入	133
(経常利益)	(7,064)		
(税金等調整前当期純利益)	(7,064)		
法人税、住民税及び事業税	2,198		
法人税等調整額	△196		
(当期純利益)	(5,062)		
非支配株主に帰属する当期純利益	135		
親会社株主に帰属する当期純利益	4,926		
合計	89,496	合計	89,496

連結株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,754	36	71,978	△ 249	74,519
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△626		△626
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,926		4,926
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計			4,300	△0	4,300
当 期 末 残 高	2,754	36	76,278	△250	78,819

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,894	22	2,916	2,357	79,793
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△626
親会社株主に帰属する 当期純利益					4,926
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△958	75	△882	126	△756
当 期 変 動 額 合 計	△958	75	△882	126	3,543
当 期 末 残 高	1,935	98	2,034	2,483	83,337

独立監査人の監査報告書

2021年2月8日

京葉瓦斯株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 小池利秀 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 福井俊之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京葉瓦斯株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第136期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年2月8日

京葉瓦斯株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 小池利秀 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 福井俊之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京葉瓦斯株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京葉瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第136期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月12日

京葉瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役	小井澤	和	明	㊟
常勤監査役	丸山	京治	㊟	
社外監査役	加賀見	俊夫	㊟	
社外監査役	青柳	俊一	㊟	

以上

〈× モ 欄〉

〈メモ欄〉

コーポレートメッセージ・コーポレートロゴを一新

当社は、これまでのガス・電気を中心としたエネルギー事業を基盤に、今後はお客さまの生活全般にわたりサービスを提供していく「総合生活産業事業者」へ進化することを目指し、2021年1月よりコーポレートメッセージ・ロゴを変更しました。

新しいコーポレートメッセージ・ロゴのもと、全社一丸となって、お客さまのより快適な生活と豊かな社会の実現に貢献してまいります。



つぎの「うれしい!」へ。

KeiYO GAS

新コーポレートメッセージ『つぎの「うれしい!」へ。』について

お客さま一人ひとりの喜びや驚きを生み出す企業へ進化していく意志を表しています。

新コーポレートロゴについて

「i」は「人」、「Y」は大きく成長する木を表現しています。お客さまの暮らしに寄り添い、地域に根付きながら未来に向かって成長し続ける意志を表しています。

宅配収納サービス付き電気料金プラン 「サマリーポケットあかり・ライト/あかり」の提供を開始

当社は、これまでの「京葉ガスのでんき」の料金プラン「マイホームあかり・ライト/あかり」に加え、2021年1月12日から、株式会社サマリーが運営する宅配収納サービス「サマリーポケット」がセットになった便利な電気料金プラン（以下、サマリーポケットプラン）の提供を開始しました。



×



料金プランの概要

「サマリーポケット」は、専用ボックスと宅配便を活用することで、自宅にいながら荷物の預け入れ、管理、取り出しまで全てスマートフォン等で完結できる宅配収納サービスです。

「サマリーポケットプラン」は、「サマリーポケット」の特典がセットになった便利な電気料金プランです。詳細は、当社ホームページ (<https://www.keiyogas.co.jp/>) をご参照ください。



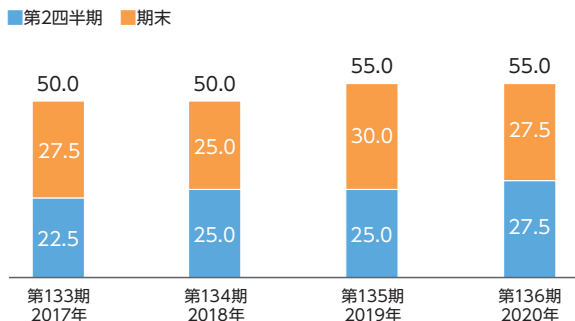
株主さまへのご案内

株式事務のご案内

決算日	12月31日
定時株主総会	3月
配当金受領 株主確定日	12月31日および中間配当金の支払いを行うときは6月30日
基準日	定時株主総会基準日 12月31日 その他必要があるときはあらかじめ公告した日
公告方法	電子公告により行い当社ウェブサイトに掲載 (https://www.keiyogas.co.jp/) ※ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行い。
上場金融商品取引所	東京証券取引所（市場第二部）
株主名簿管理人 特別口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
郵送物送付先	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

配当金

(単位：円)

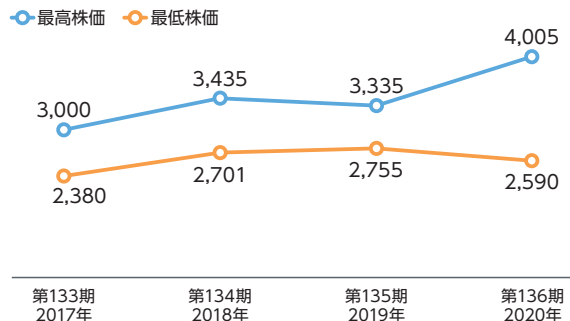


- (注1) 2017年12月期末配当の内訳
1株につき普通配当22円50銭ならびに記念配当5円
- (注2) 2019年12月期末配当の内訳
1株につき普通配当25円ならびに記念配当5円

当社は、2018年7月1日付で当社普通株式について5株を1株とする株式併合を実施しております。株式併合実施前の配当金および株価につきましては、株式併合実施後の値に調整しております。

株価（事業年度別最高・最低株価）

(単位：円)



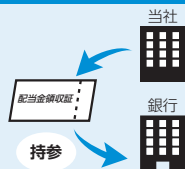
(注) 株価は東京証券取引所（市場第二部）の市場相場による。

配当金のお受け取り方法のご案内

配当金のお受け取りには、以下の3つの方法があります。

現在、①の方法をご利用の株主さまには、お受け取り忘れがなく確実・安全・簡単な、②または③の方法への変更をおすすめします。変更のお手続きに関しましては、以下「株主さまのお手続きに関するお問合せ先」に記載の証券会社等に直接お問合せください。

① 配当金領収証方式



当社が郵送する「配当金領収証」を持参し、取扱銀行で受け取る方法

② 個別銘柄指定方式または登録配当金受領口座方式



ご指定の金融機関口座で受け取る方法
(登録配当金受領口座方式の場合、ゆうちょ銀行の貯金口座は指定できません)

③ 株式数比例配分方式



各証券会社等の保有株式に応じて、各社で開設された口座で受け取る方法

※配当金を取扱銀行でお受け取りの場合は「配当金領収証」に記載の取扱期間内にお受け取りください。

万が一、取扱期間を経過した場合または領収証を紛失された場合は、「みずほ信託銀行株式会社 証券代行部」にお問合せください。

株主さまのお手続きに関するお問合せ先

〔株式を証券会社等の口座にお預けの場合〕

各種お手続きは、お取引の証券会社等にお問合せください。

〔株式が特別口座で管理されている場合〕

特別口座で管理されている株式に関する各種お手続きは、当社株式特別口座管理機関のみずほ信託銀行株式会社にお問合せください。

（お問合せ先）

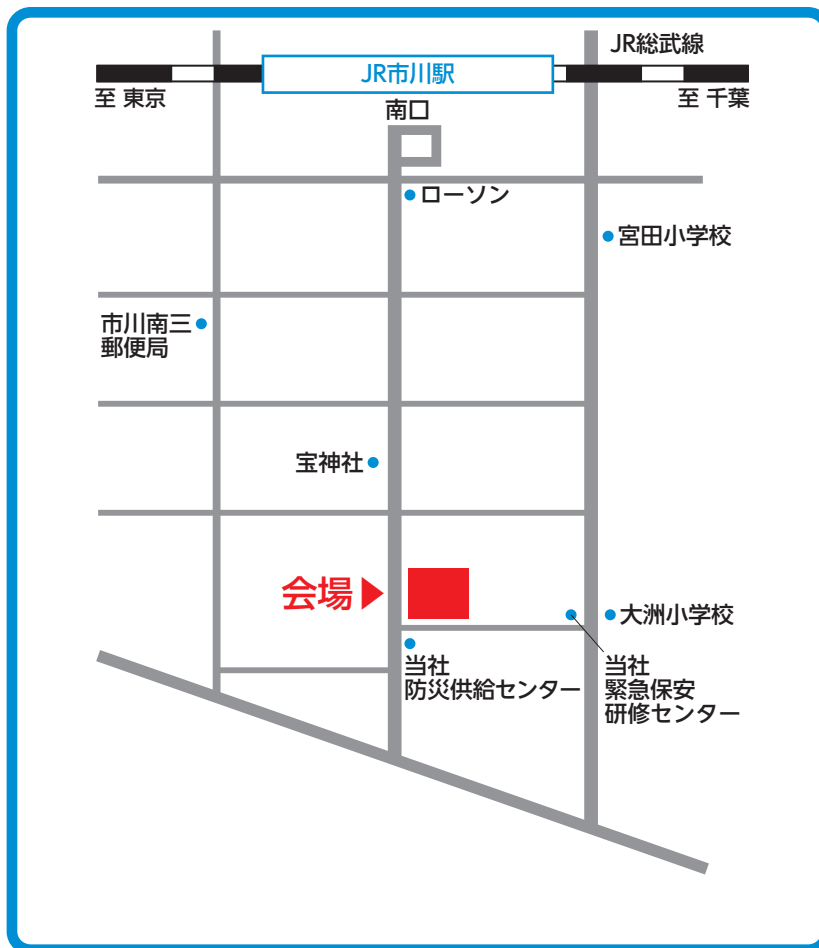
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
TEL 0120-288-324（フリーダイヤル）

株主総会会場ご案内図

会場

千葉県市川市市川南二丁目8番8号

当会社 本店 電話：047 (325) 4111



■ 交通のご案内：JR総武線 市川駅南口より徒歩約6分



UD FONT